

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行
規程を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団議会
議長 伊豆丸 精二

大阪広域水道企業団議会規程第1号

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する
条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保
護に関する条例（令和5年大阪広域水道企業団条例第5号。以下「条
例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符
号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別すること
ができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電
子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符
号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成す
る塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位
置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその
変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点に
よって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保
険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保
険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番
号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5
号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及

- び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
 - (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
 - (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
 - (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
 - (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
 - (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
 - (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
 - (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
 - (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
 - (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
 - (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- （個人情報取扱事務登録簿）

第5条 条例第4条第1項第7号の議長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日（登録した事項を変更する場合にあっては、変更年月日）
 - (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
 - (3) 個人情報の目的外の利用又は提供の有無
 - (4) 他法令等による開示、訂正及び利用停止の制度の有無
 - (5) 個人情報の取扱いの委託の有無
- （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第6条 条例第12条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第12条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該

本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項
(電磁的方法)

第7条 条例第16条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第8条 条例第17条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第9条 議長は、個人情報ファイル（条例第18条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第18条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについ

ての記載を削除しなければならない。

- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
 - 6 条例第18条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
 - 7 条例第18条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
 - 8 条例第18条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 実施機関（大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年大阪広域水道企業団条例第3号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第18条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第18条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - 9 条例第18条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第18条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（保有個人情報開示請求書）
- 第10条 条例第20条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）とする。

（開示請求等における本人確認手続等）
- 第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
 - (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条にお

いて「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の通知)

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施

することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項(保有個人情報の開示請求に関する第三者意見照会書等)

第13条 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由(開示の実施)

第14条 条例第29条第1項の文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示に係る写しの交付の方法は、次に掲げるものを交付することとする。ただし、議長がその保有する処理装置により容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。

(1) 当該保有個人情報に係る部分を乾式複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に単色刷りで複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該保有個人情報に係る部分を乾式複写機により議長が別に定める大きさの規格の用紙に単色刷りで複写したもの

(2) 当該保有個人情報に係る部分を乾式複写機によりA3判以下の大きさの用紙に多色刷りで複写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該保有個人情報に係る部分を乾式複写機により議長が別に定める大きさの規格の用紙に多色刷りで複写したもの

(3) 当該保有個人情報に係る部分をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。)により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量700メガバイトのもの又は日本産業規格X6235及びX6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能な記憶容量4.7ギガバイトのもの)に限る。以下同じ。)に複写したもの

2 条例第29条第1項の電磁的記録に記録されている保有個人情報の開

示に係る方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、議長は、当該保有個人情報記録されている電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複製した物により、これを行うことがある。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクの当該保有個人情報に係る部分を光ディスクに複製したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクの当該保有個人情報に係る部分を光ディスクに複製したものの交付

(3) 電磁的記録（電子計算機（他の電子計算機と情報通信網で結合することにより一体として情報の処理を行うものに限る。）に内蔵され、又は常時接続されている電磁的記録媒体（電磁的記録を記憶する媒体をいう。）に記録されているものに限る。） 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの写しの交付

ウ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を光ディスクに複製したものの交付

(4) 前3号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法のうち、議長が適当と認める方法

ア 前号アからウまでに掲げる方法

イ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

3 個人情報記録されている行政文書等の閲覧、聴取又は視聴をする者は、当該行政文書等を丁寧に取り扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

4 議長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、個人情報記録されている行政文書等の閲覧を中止させ、又は禁止することがある。

5 保有個人情報に係る写しの交付の部数は、開示請求1件につき1部とする。

（開示の実施の方法等の申出）

第15条 条例第29条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第2号）により行わなければならない。

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（保有個人情報訂正請求書）

第16条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第3号）とする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第17条 条例第40条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第4号）とする。

（保有個人情報取扱是正申出書）

第18条 条例第46条第1項の書面は、保有個人情報取扱是正申出書（様式第5号）とする。

2 条例第46条第1項第4号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 申出年月日

（2） 連絡先

（意見書等の閲覧等の申出）

第19条 条例第55条第1項の規定により意見書等の閲覧等を求めようとする審査請求人等（条例第51条第4項に規定する審査請求人等をいう。以下同じ。）は、提出資料閲覧等請求書（様式第6号）を審議会に提出しなければならない。

2 審議会は、前項の提出資料閲覧等請求書の提出があったときは、速やかに、閲覧等の諾否を決定し、書面により当該提出をした審査請求人等にその旨を通知しなければならない。

3 審議会は、前項の規定により閲覧等の諾否を決定する場合において、当該閲覧等に係る意見書等に第三者（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び第1項の規定により提出資料閲覧等請求書を提出したものを除く。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

4 審議会は、審査請求人等の求めがあったときは、審議会に提出された当該審査請求人等に係る事件に関する意見書等の目録を閲覧に供しなければならない。

（費用負担）

第20条 条例第31条第2項及び条例第62条の写しの作成に準ずるものとして議長が定めるもの（電磁的記録である行政文書等に係るものに限る。）は、第14条第2項第1号イ、第2号イ並びに第3号イ及びウに掲げる方法により交付される物の作成とする。

2 条例第62条第1号及び第2号の議長が定める方法は、第14条第2項

第1号イ、第2号イ並びに第3号イ及びウに掲げる方法とする。

- 3 条例第31条第2項及び条例第62条の写し（第1項に規定する物を含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。
- 4 条例第25条第1項の決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、納付書により納付しなければならない。
- 5 第3項の写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用は、前納しなければならない。

（運用状況の公表）

第21条 条例第63条の規定による運用状況の公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日の前に大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年大阪広域水道企業団規則第1号）の規定による改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第5号）の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表（第20条関係）

項	区分		費用の額
1	乾式複写機による作成	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき30円
2	光ディスクへの複写による作成	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	1枚につき40円に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額
		その他の場合	1枚につき100円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 乾式複写機による作成については、原則として、A3判までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

- 3 この表の中欄に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、議長が別に定める。

様式第2号（第15条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所 郵便番号 _____

電話番号 () _____

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例第29条第3項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は当該部分		
事務所における開示の実施を希望する場合	実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧（視聴及び聴取を含む。）のみを希望する。 <input type="checkbox"/> 閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する。 <input type="checkbox"/> 全部の写しの交付を希望する。
	写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R 又は DVD-R
	実施の希望日時	年 月 日 午前（午後） 時 分から 午前（午後） 時 分までの間
全部の写しの送付を希望する場合	写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R 又は DVD-R

< 本件連絡先 >

大阪広域水道企業団議会事務局

(担当者名)

(電話)

様式第3号（第16条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

(ふりがな)
氏 名 _____
住所又は居所 郵便番号 _____
電話番号 () _____

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（第32条第1項・第32条第2項）の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1	訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2	請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（訂正請求の日前30日以内に作成され、個人番号の記載がないものに限ります。また、コピーによる提出は認められません。）を添付してください。 なお、個人番号カードのコピーを提出する場合には、個人番号の記載がない表面のみのコピーを提出してください。
3	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____ 郵便番号 _____ 電話番号 () _____
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（委任者の印鑑登録証明書又は本人確認書類を添付） ※ 委任状及び印鑑登録証明書のコピーによる提出は認められません。また、委任状及び印鑑登録証明書は開示請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。

様式第4号（第17条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所 郵便番号 _____

電話番号 () _____

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（第39条第1項・第39条第2項）の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	<p>（趣旨）</p> <p><input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、<input type="checkbox"/> 消去</p> <p><input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止</p> <p>（理由）</p>

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
<p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード</p> <p><input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（訂正請求の日前30日以内に作成され、個人番号の記載がないものに限りません。また、コピーによる提出は認められません。）を添付してください。</p> <p>なお、個人番号カードのコピーを提出する場合には、個人番号の記載がない表面のみのコピーを提出してください。</p>
<p>3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</p> <p>ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人</p> <p><input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p> <p>（ふりがな）</p> <p>イ 本人の氏名 _____</p> <p>ウ 本人の住所又は居所 _____</p> <p>郵便番号 _____</p> <p>電話番号 () _____</p>
<p>4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
<p>5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（委任者の印鑑登録証明書又は本人確認書類を添付）</p> <p>※ 委任状及び印鑑登録証明書のコピーによる提出は認められません。また、委任状及び印鑑登録証明書は開示請求の日前30日以内に作成されたものに限りません。</p>

様式第5号（第18条関係）

保有個人情報取扱是正申出書

年 月 日

大阪広域水道企業団議会議長 様

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所 郵便番号 _____

電話番号 _____（ ） _____

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（第46条第1項・第46条第2項）の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

是正の申出に係る保有個人情報及びその取扱いの内容	
是正の申出の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1 是正申出者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 申出者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（訂正請求の日前30日以内に作成され、個人番号の記載がないものに限り。また、コピーによる提出は認められません。）を添付してください。 なお、個人番号カードのコピーを提出する場合には、個人番号の記載がない表面のみのコピーを提出してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____ 電話番号 _____（ ） _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（委任者の印鑑登録証明書又は本人確認書類を添付） ※ 委任状及び印鑑登録証明書のコピーによる提出は認められません。また、委任状及び印鑑登録証明書は開示請求の日前30日以内に作成されたものに限り。

提出資料閲覧等請求書

年 月 日

大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会会長 様

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所 郵便番号 _____

電話番号 () _____

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例第55条第1項の規定に基づき、次のとおり大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会への提出資料の閲覧等を求めます。

意見書又は資料の名称等		
求める開示の実施方法	実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧（視聴及び聴取を含む。）のみを希望する。 <input type="checkbox"/> 閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する。 <input type="checkbox"/> 全部の写しの交付を希望する。
	閲覧の方法	<input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> 専用機器による
	写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> 録音カセットテープ <input type="checkbox"/> ビデオカセットテープ <input type="checkbox"/> CD-R又はDVD-R

注：1 意見書又は提出資料の名称等については、閲覧等の申出に係る資料等が特定できるよう、担当者とは相談の上、できるだけ具体的に記入してください。

2 申出の際は、審議会に諮問をした旨の通知書（様式第22号）を提示してください。